

## 「介護付有料老人ホーム等のショートステイ基準緩和」 に関する論点

### 1. 事業の経験要件の見直し

- 介護付有料老人ホーム等を複数経営する事業者は事業経験を十分に有しているため、経験年数に関する判断基準について、認知症高齢者グループホームと同様に、他の事業所における経験や他の介護保険サービスの経験も含めた事業者としての経験年数に変更すべきではないか。

### 2. 入居率基準の撤廃

- 入居率の予測が困難であることが、ショートステイサービスを給付しづらい要因になっているとの指摘がある。また、介護付有料老人ホームの需要があれば、事業者がショートステイサービスを選択する経済的合理性はないため、入居率に関する基準を撤廃すべきではないか。

### 3. ショートステイ利用者率基準の在り方

- ショートステイ施設が不足している地域において既存施設を有効活用するために、各地方公共団体が「介護保険事業（支援）計画」において介護付有料老人ホーム等の利用者数の見込量を定める際には、空室を利用したショートステイの利用見込みを勘案することを明確化してはどうか。
- また、今後のショートステイの利用状況や介護付有料老人ホーム等の事業者の意向も踏まえて、ショートステイ利用者率基準の在り方について検討すべきではないか。

#### （備考）規制の概要

- 介護付有料老人ホーム等が、空室を利用した介護保険ショートステイサービスを提供するには、主に以下の基準を満たす必要がある。
  - ① 介護付有料老人ホーム等の施設指定日から3年以上経過していること
  - ② 入居率が入居定員の80%以上であること
  - ③ ショートステイ利用者率が入居定員の10%以下であること